

切手を集める人のために

(8)



堀内 恵彦

似ているが ちがう切手②

2. 切手でない切手

「切手でない切手」とは変ないい方ですが 切手として売られたものではないが 料金額面を切り取って 切手として使ってもよい という条件のものです。

(写真A) に示すハガキに貼ってある10円相当の額面は「簡易手紙」(写真B)の料額を切り取って使ったものです。現在売られている「郵便書簡」は売価15円で料額の切り取り使用はできませんが 写真のものは料額10円のを12円で売ったために そのようなことがゆるされたものです。

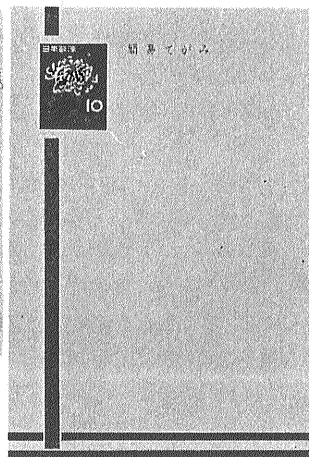
これと同じようなものに 戦時中に奨励された貯金を郵便切手で行なえるように売り出された「郵便切手貯金台紙」(写真C)の料額面 また戦後 物資の不足時代に売り出された「切手付封筒」の料額面などがあります。このように切り取って使用されたものは少ないですから みつけたら そのままの状態で(はがしてはだめ)保存しましょう。

3. 外地局で使用された切手

日清戦争以降わが国は韓国および清国(中国)内に在留する邦人やわが国と文通する人々の便宜のために 諸外国と同様に わが国の郵便局と全く同じく郵便事務を行なう在外局を開設しましたが それらの局では 日本貨のほか韓国または中国の通貨で 等価(拾銭または老角をわが国の拾銭とする)で郵便切手を売りさばいたため わが国とそれらの国の貨幣価値の差(かわせ相場ではわが国通貨の方が価値があった)を利用して 在外局で現地通貨で切手を買入れ それをわが国に持ち込み



④ 簡易てがみの料額を切り取り使用したもの



⑤ 簡易てがみ



⑥ 郵便切手貯金台紙



⑦-1 朝鮮



⑦-1 朝鮮



⑦-2 台湾



⑦-3 台湾

使用し あるいは局に買い戻しを求めるものが増加した(これで利益をうる)ので これを防ぐため 明治33年1月より切手に朝鮮または支那と赤または黒で加刷(印刷を加えること)して売りさばいたものが 写真Dに示すものです。

韓国における朝鮮字入り切手は 明治34年3月限りで売りさばきを停止し 支那字入り切手は 大正11年12月の在支局の撤退とともに売りさばきを停止しました。

なお この字入り切手には にせもの も多くありますので注意してください。多くは消印で区別が付きます。

(筆者は元所員 現科学技術情報センター)